

# 公 告

次のとおり、条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年8月9日

収支等命令者  
佐賀県玄海水産振興センター  
所長 中牟田 弘典

## 1 競争入札に付する事項

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| (1) 物品名   | LED ライト連動インターバル水中撮影システム |
| (2) 規格・数量 | 別添仕様書による                |
| (3) 納入期限  | 令和6年12月27日（金）           |
| (4) 納入場所  | 別添仕様書のとおり               |

## 2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要する。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。
- (2) 県内企業（県内に本店を有する。県内に支店等を有し、かつ県内従業員比率が50%以上又は県内従業員数50人以上。又は誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る））であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要な事項を記入のうえ、下記①へ持参又は郵送で提出すること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当（新館2階）

TEL 0952-25-7194

FAX 0952-25-7280

E-mail soumujimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

上記①の部局のホームページ (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>)

(2) (1)については、入札書の提出期限までに競争入札参加資格の認定を得ること。

### 4 入札手続等に関する事項

(1) 担当

〒847-0122 佐賀県唐津市唐房6丁目4948-9

佐賀県玄海水産振興センター 普及加工担当

TEL 0955-74-3021

(2) 入札条件書等の入手方法

令和6年8月9日（金）から令和6年8月27日（火）まで、佐賀県のホームページに掲載する。

(3) 入札説明会

実施しない。

なお、仕様書記載の参考機種以外で応札する場合は、「応札物品承認申請書」を令和6年8月21日（水）午後5時（必着）までに4(1)の部署へ持参又は郵送により提出し、事前に承認を得ること。

(4) 入札参加資格の確認

① 入札に参加しようとする者は、別に定める「入札参加届」及び「営業概要書」を令和6年8月23日（金）午後5時（必着）までに4(1)の部署へ持参又は郵送により提出すること。

② なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

④ 提出があった関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じる必要がある。また、必

要に応じて、追加資料の提出を求めることがある。

- ⑤ 提出された資料は、返却しない。なお、提出された資料を当該業務に関する目的以外に使用しない。
- (5) 入札者の参加資格の喪失
- 入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失う。
- ① 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
  - ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と認められるとき。
  - ③ その他本件業務に着手し、又は本件業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。
- (6) 入札書の提出期限、提出先及び提出方法
- ① 提出期限 令和6年8月27日（火） 午後5時必着
  - ② 提出先 上記4(1)の部署
  - ③ 提出方法 上記4(1)の部署に郵送（書留郵便又は交付記録郵便とする特定封筒郵便物）すること。郵便封筒表紙には「LEDライト連動インターバル水中撮影システムの入札書在中」と朱書きすること。提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。
- (7) 開札の日時及び場所
- ① 日 時 令和6年8月28日（水） 午後1時30分
  - ② 場 所 佐賀県玄海水産振興センター 1階会議室

## 5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金  
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除する。
  - ② 契約保証金  
佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除する。
- (2) 契約条項を示す場所
- 4(1)に同じ。
- (3) 入札の方法に関する事項
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- なお、開札の結果、落札となるべき同価の入札が2者以上の場合、抽選（くじ）で落札者を決定

するため、入札書の「くじ番号」の欄に任意の 3 桁の数字を記入すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
- ウ 入札参加資格を有するものが2者以上いなかったとき

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とする。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選を実施し、落札者を決定する。なお、抽選の方法については、別添に示す「同価抽選の方法」により決定する。
- ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行う。

ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 代金の支払方法

適正な請求書を受理してから 30 日以内に一括払。